

国際金融ハブ取引に係る税制措置（法人税）

改正前

業績連動型の役員報酬を損金算入するための要件の1つとして、その算定方法について有価証券報告書に記載が必要とされている。そのため、有価証券報告書を提出しない投資運用会社については、当該要件を満たすことができず、役員報酬を損金に算入できない。

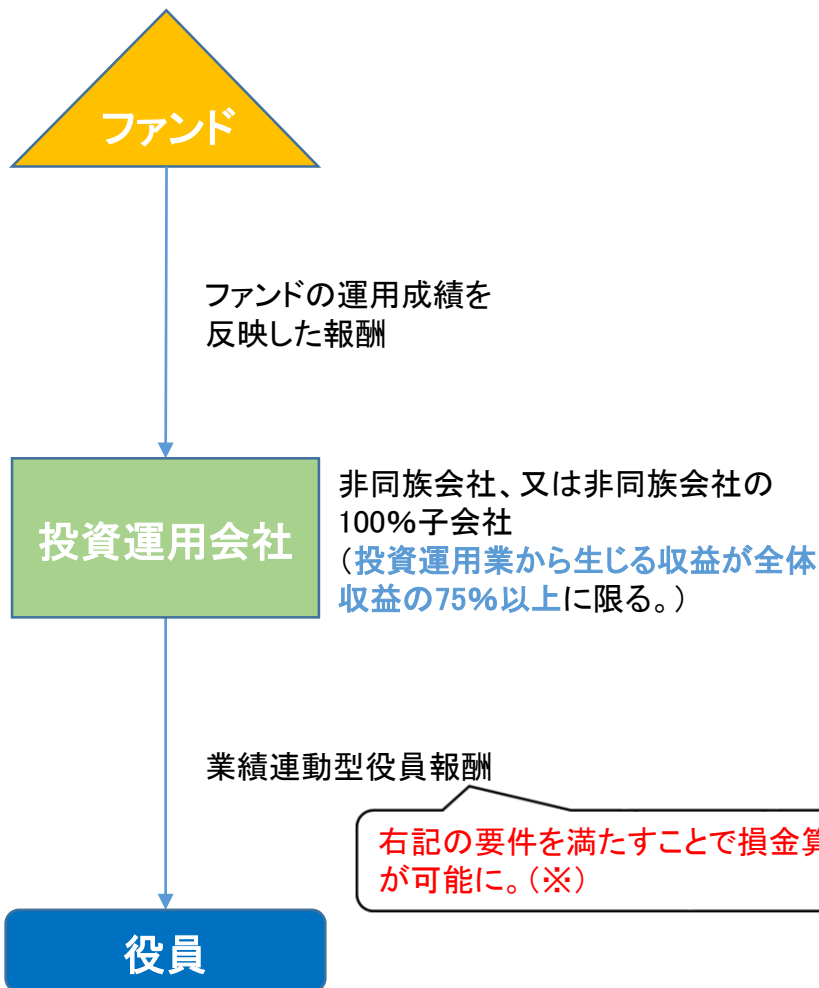
改正後

有価証券報告書を提出しない投資運用会社についても、以下の要件を満たす場合(※)には、業績連動型の役員報酬の損金算入が可能となる。

- ①業績連動型役員報酬の算定方法が事業報告書・ディスクロージャー誌に記載されていること。
- ②金融庁ウェブサイトにも事業報告書が公表されていること。
- ③組合契約書等にあらかじめ業績連動型役員報酬が支払われる旨及びその算定方法の記載があること。

又は

業績連動型役員報酬を支給する事業年度以前に開催される組合員集会等において、業績連動型役員報酬が支払われる旨及びその算定方法の報告が行われ、その議事録にその支給する旨又は算定方法について、出資者から異議があった旨の記載等がないこと。



右記の要件を満たすことで損金算入が可能に。(※)

※法人税法等に従前より規定されている業績連動型給与の損金算入が認められるための他の要件についても満たす必要有。